

同時発表：近畿運輸局

令和5年8月1日
自動車局旅客課

阪急バス(株)の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和5年3月31日付で阪急バス株式会社より申請のあった、乗合バスの上限運賃の変更について、本日、国土交通省として認可いたしました。

乗合バスの上限運賃の変更認可にあたっては、道路運送法第9条第1項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされており、さらに、同法第88条の2に基づき、運輸審議会に諮らなければならないこととされています。

令和5年3月31日付で申請のあった、阪急バス株式会社の乗合バスの上限運賃変更について、運輸審議会に諮問したところ、7月18日付で「申請どおり認可することが適当である」旨の答申が示されました。これを受け、本日、国土交通省として申請どおり認可をいたしました。

○運賃改定の申請概要

- 申請事業者：阪急バス株式会社（大阪府豊中市岡上の町1丁目1番16号）
取締役社長 井波 洋
- 対象路線：大阪府、兵庫県内の一般路線バス路線（一部区間を除く。）
- 主な改定内容

	現 行	申 請
○均一制運賃（兵庫県のみ）		
芦屋市内均一	220円	250円
有野・藤原台地域均一	210円	250円
○特殊区間制運賃（共通）		
1区	220円	250円
2区以降	1区増毎に税込運賃に20円加算	
○対キロ区間制運賃（共通）		
① 基準賃率	33円60銭	38円60銭
② 初乗運賃	160円	190円

- 平均改定率
12.13%（大阪） 10.71%（兵庫）

- 実施日（予定）
令和5年9月1日（金）

連絡先 国土交通省自動車局旅客課 佐藤、橋本、沖、秋葉
TEL:03-5253-8111(内線41204, 41252)
TEL:03-5253-8568(直通)